

茨城県作業療法士養成校連絡協議会 規程 (案)

第1章 総則

(名 称)

第1条 本協議会(以下、本会とする)は、茨城県作業療法士養成校連絡協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務局は、茨城県作業療法士会事務所に置く。

(目 的)

第3条 本会は、作業療法士教育における養成教育の内容充実を図るとともに、作業療法領域の情報交換、研究開発および知識の普及に努め、時代のニーズに応える養成校教育のあり方を探求することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 養成校における作業療法教育の質の向上に関する事業
- (2) 作業療法士を養成するための教育内容および方法等に関する事業
- (3) 作業療法教育に関する教材、資料等の検討および作成
- (4) 作業療法士に対する資質の向上を目的とする事業(卒後教育)
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同する作業療法士養成校とする。

(入 会)

第6条 会員として入会しようとする団体は、本会の会員の承認を得なければならない。

(会 費)

第7条 本会の会費は無料とする。

(退 会)

第8条 会員は任意に退会することができる。

第3章 運 営

(組 織)

第9条 本会は、公益社団法人茨城県作業療法士会(以下、県士会とする)における常設委員会として位置付けるものとする。

2 本会の会員は県士会常設委員会の委員とする。

(議 長)

第10条 本会開催時の議長は、互選にて選任する。

(報 告)

第11条 本会で議決した内容は、県士会理事会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

第4章 会 計

(経 費)

第12条 本会の経費は、県士会事業費をもって充てる。

(予算および決算)

第13条 本会の予算および決算は、理事会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

(旅費・謝金等)

第14条 旅費・謝金等は、県士会で定める旅費・宿泊費・謝金規程規則等に準じる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わるものとする。

第5章 規約の変更および解散

(規程変更および解散)

第16条 本規程の変更には、全会員および県士会理事会の同意を得なければならない。

第17条 本会を解散するには、全会員および県士会理事会の同意を経て、総会の承認を得なければならない。

附 則

1) 本規程は2018年4月1日より施行する。